

告 示

埼玉県告示第十四百一十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅福祉サービスたすけあい日高

三 代表者の氏名

高橋 都紀子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字榆木百九十九番地二一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、住民参加とたすけあいの精神のもとに、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした福祉サービスを提供し、健やかに生きがいをもつて暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、住民参加とたすけあいの精神のもとに、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした福祉サービスを提供し、健やかに生きがいをもつて暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与するとともに空き地、空き家の管理を行つて、環境の保全を図り災害防止及び防犯の推進に資することを目的とする。